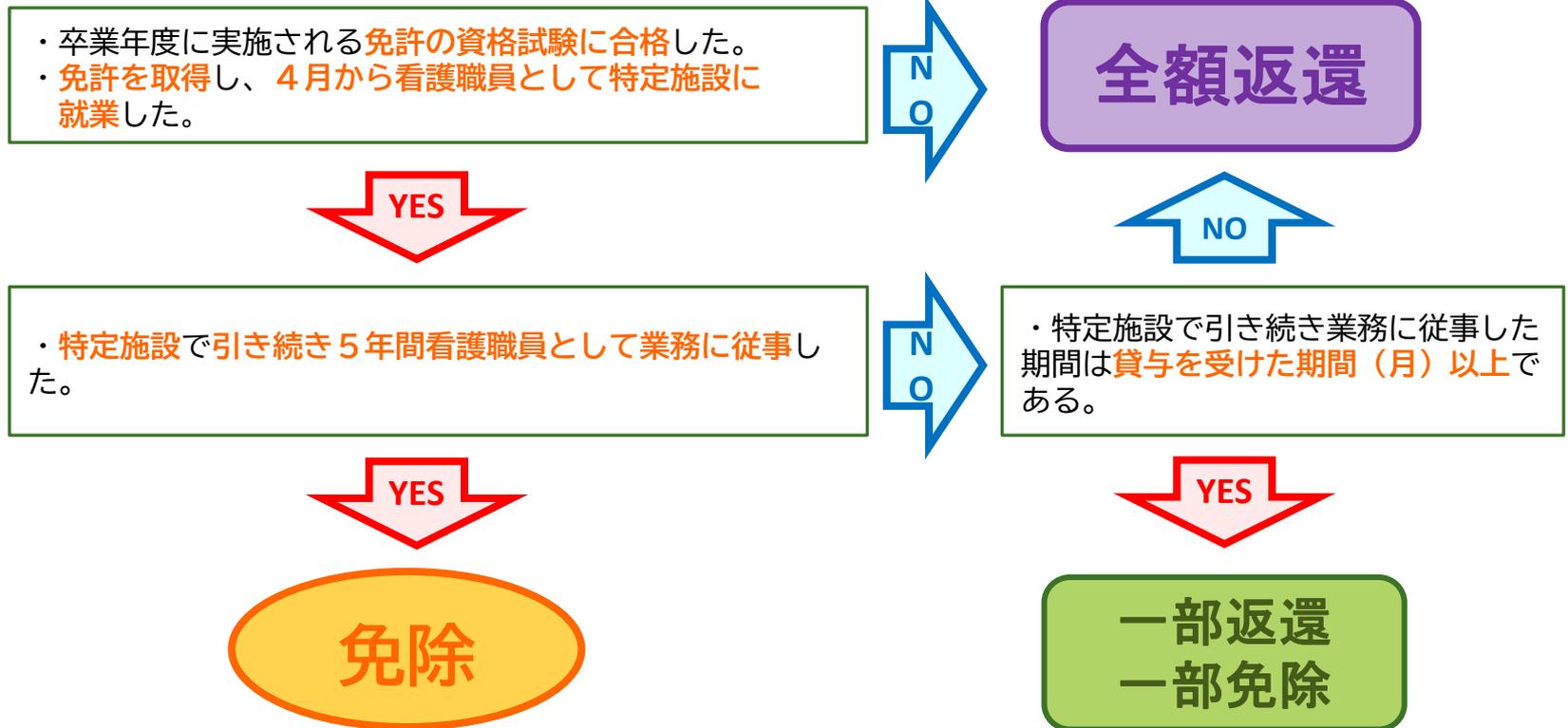


令和5年度以前にはじめて貸与を受けた方

# 滋賀県看護職員修学資金 卒業後の手続きについて

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

# どんな場合に返還？免除？



# 本日の内容

---

- 修学資金の返還
- 返還の猶予
- 返還の免除
- 貸与終了後の手続きについて

# 返還について

---

次の事由のどれか一つでも該当すれば、修学資金を**返還**しなければなりません。

1. 養成施設卒業の年度に実施される修学資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許の資格試験に合格しなかったとき（受験しなかった場合を含む）
2. 資格試験合格後直ちに、修学資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許を取得しなかったとき
3. 免許取得後直ちに、最後に貸与を受けた養成課程の目的とする看護職員（※）として特定施設に就業しなかったとき（※看護師課程で貸与を受けた者は看護師として就業する必要があります。）

⇒上記1～3にかかる返還事由に該当する場合、返還額は**貸与総額**となります。

# 返還について

4. 全額免除に必要な期間（5年間）を経ないで特定施設において看護職員としての業務に従事しなくなったとき（業務外の理由により死亡した場合を含む）

（1）特定施設での業務従事期間（月）が修学資金の貸与を受けた期間（月）未満のとき

⇒返還金額は**貸与総額**となります

（2）特定施設において業務従事期間（月）が修学資金の貸与を受けた期間（月）以上のとき

⇒貸与総額のうち**一部返還、一部免除**となります

$$\text{一部返還額} = \text{貸与総額} \times \left( 1 - \frac{\text{特定施設において業務に従事した期間(月)}}{\text{修学資金の貸与を受けた期間(月)} ※} \times \frac{2}{5} \right)$$

※この期間が2年に満たないときは2年（24か月）とする

# 返還について（手続き）

---

返還事由が発生したときの手続きは？

①返還計画書と②連帯保証人2名の印鑑登録証明書を提出してください。

※返還事由発生から15日以内に提出してください。

<注意>

返還事由が発生しているにもかかわらず、上記書類を提出しない場合は、全額一括請求する場合があります。

返還方法は？

①一括返還か②分割返還を選択することができます。

※②の場合は、貸与を受けた期間内（例：3年借りた場合は3年以内）に均等払いにより返還しなければなりません。

# 返還について（手続き）

---

<授業料資金の返還が遅れた場合>

返還金の納付が納期限を超過した場合、

年率14.5%で計算した延滞金が発生し、翌月以降返還金とあわせて請求

延滞金額 = 返還請求している金額 × 期限の超過日数（日） / 365 × 14.5%

※延滞金については、納期限の翌日から実際の納付日まで

年14.5%（閏年の日を含む場合でも、365日あたりの割合で計算します。）

※計算の結果、延滞金額が100円未満の場合は、延滞金は請求しません。

# 返還について（納付方法）

---

返還金の支払方法は？

1. 納入通知書による方法

2. 口座振替（口座引落とし）による方法

# 返還について（納付方法）

---

返還金の支払方法は？

## 1. 納入通知書による方法

返還月ごとに「**納入通知書**」が送られてきますので、  
返還金を添えて**最寄りの金融機関の窓口**で納めてください。

※県の窓口では現金は取り扱っておりません。

※郵便局では納めることができません。

※指定された銀行以外からの入金には手数料がかかります。

※紛失等により「納入通知書」がない場合、入金ができませんので、

直ちに県に連絡し、再発行された納入通知書で、決められた納入期限までに納めてください。

※納入通知書は指定金融機関以外にコンビニやスマホアプリを利用して納付することも可能です。

※1回の返還金額が30万円以上である場合や納期限後の納付の場合は、コンビニやスマホアプリを使用することができませんので、金融機関で納付してください。

# 返還について（支払方法）

---

返還金の支払方法は？

## 2. 口座振替（口座引落とし）による方法

①初回返還時に県から送付される「口座振替申込書」を記入し、  
取扱金融機関の窓口へ提出してください。

②手続き後1～2か月後に「口座振替開始のお知らせ」が送付され、  
口座引落としが開始します。

（引落日は毎月末日、ただし月の末日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日）

※返還開始月と「口座振替開始のお知らせ」が届くまでは納入通知書で返還してください。

※残高不足等により口座引落としができなかった場合は延滞金が発生しますので、

口座残高不足とならないよう十分注意してください。

# 本日の内容

---

- 修学資金の返還
- 返還の猶予**
- 返還の免除
- 貸与終了後の手続きについて

# 返還の猶予について

---

返還事由に該当する場合、原則修学資金を返還しなければなりません、

次の事由のいずれか一つにあてはまるときは、必要な手続きを行って、その事由が継続する期間、返還が猶予されます。

1. 他種の看護職員の養成施設（大学院含む）に進学したとき
2. 疾病や負傷等のやむを得ない理由により、看護職員の業務に従事できないとき
3. 資格試験に不合格、特定施設以外での就業等の理由で返還が発生した後、返還期間中に資格試験に合格し直ちに特定施設で業務を開始したときや再び特定施設において業務を開始したとき

# 返還の猶予について

---

## 1. 他種の看護職員の養成施設（大学院含む。）に進学したとき

※養護教諭養成施設への進学した場合は、返還となります

猶予期間は？

進学先に在学している期間

猶予を受けるための必要書類は？

- ①返還猶予申請書（様式第9号）
- ②進学先の在学証明書
- ③連帯保証人2名の印鑑登録証明書
- ④進学するまでに勤務したすべての特定施設の就業証明書

# 返還の猶予について

---

## 2. 疾病や負傷等のやむを得ない理由により、看護職員の業務に従事できないとき

猶予期間は？

疾病や負傷等が継続する期間

猶予を受けるための必要書類は？

①返還猶予申請書（様式第9号）

②医師の診断書等

（看護職員として業務に従事することができない休業期間（最長1年まで）の記載が必要。）

③連帯保証人2名の印鑑登録証明書

④返還猶予を受けるまでに勤務したすべての特定施設の就業証明書

## (補足)就業先に籍を置いたままの休業期間

---

就業先に籍を置いたままの産前・産後休業、育児休業、その他の休業期間については  
猶予申請は不要です。(年一回提出の定期報告書等で該当期間を確認します)

### <注意1>

これらの休業等にかかる期間は就業期間には含まれません。

### <注意2>

出産を理由に退職した場合は返還となり、  
返還開始後は、疾病による理由等があっても  
返還猶予を受けることができなくなります。

# 返還の猶予について

---

3. 資格試験に不合格、特定施設以外での就業等の理由で**返還が発生した後**、返還期間中に資格試験に合格し直ちに特定施設で業務を開始したときや再び特定施設において業務を開始したとき

猶予期間は？

業務に従事している期間

猶予を受けるための必要書類は？

- ①返還猶予申請書（様式第9号）
- ②就業証明書
- ③貸与を受けた課程で取得した免許証または登録済み証明書の写し
- ④連帯保証人2名の印鑑登録証明書

# 返還の猶予について

---

3. 資格試験に不合格、特定施設以外での就業等の理由で返還が発生した後、返還期間中に資格試験に合格し直ちに特定施設で業務を開始したときや再び特定施設において業務を開始したとき

※3の事由により返還猶予を受ける場合は、貸与期間（貸与期間が2年以下の時は2年とする）の

2.5倍の期間、県内の特定施設に就業すれば返還免除を受けることができます。

例)	貸与期間		このケースで返還免除に要する期間
	2年	⇒	5年
	3年	⇒	7年6か月
	4年	⇒	10年

# 本日の内容

---

- 修学資金の返還
- 返還の猶予
- 返還の免除**
- 貸与終了後の手続きについて

# 返還の免除について

修学資金はみなさんが養成施設に在学し、勉学をされている間、一時的にお貸しするものですから、卒業後は原則として返していただきます。ただし、養成施設を卒業後、次の条件を全て満たせば、必要な手続きを行って修学資金の返還免除が受けることができます。

## 返還免除の条件とは？

1. 養成施設卒業の年度に実施される貸与を受けた養成課程の目的とする免許の資格試験に合格すること
2. 資格試験合格後直ちに、修学資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許を取得すること
3. 免許取得後直ちに、特定施設に就業し、引き続き、5年間修学資金の貸与を受けた養成課程の目的とする看護職員としての業務に従事すること  
※「常勤」か「非常勤」かを問わず、週30時間以上の就業時間が必要です

# (補足) 特定施設とは？

- ①病床数が199床以下の病院
- ②精神病床が全体の80%以上の病院
- ③重症心身障害児施設（びわこ学園医療福祉センター野洲、草津のみ）  
（※障害者施設等は対象ではありません）
- ④医療法改正前の特例許可老人病院および条例の規定するその他の老人病院
- ⑤診療所
- ⑥介護保険法の規定による介護老人保健施設  
（※老人ホーム・デイサービス等は対象ではありません）
- ⑦訪問看護事業所および介護予防訪問看護事業所

# 特定施設に関する留意事項

## 留意事項

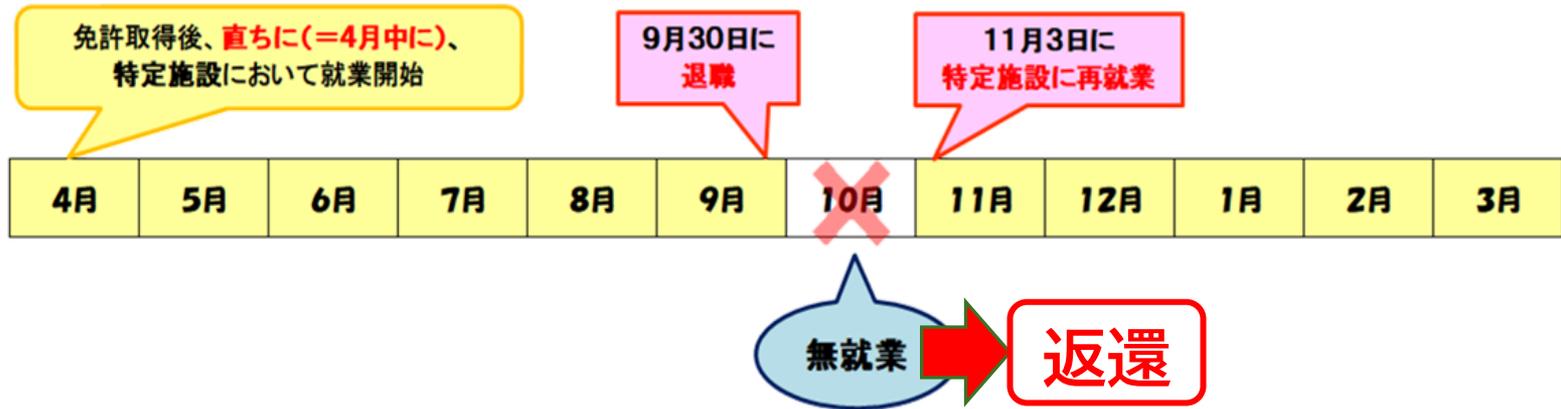
●特定施設で就業中に病床数等に変更があり、就業している施設が特定施設に該当しなくなった場合でも、引き続き就業している間は、返還とはなりません。(就業開始時点で特定施設に該当するかどうかを判断します)

●就業先の人事異動や配置転換などで、特定施設以外の施設に就業先が変更となった場合は返還となります。

例)滋賀県病院事業庁で採用された方は、県立総合病院に採用、異動となった場合、返還ということになります。

就業中に病床数等に変更があり、就業している施設が特定施設に該当しなくなった場合でも、引き続き就業している間は、返還とはなりません。(就業開始時点で特定施設に該当するかどうかを判断します)

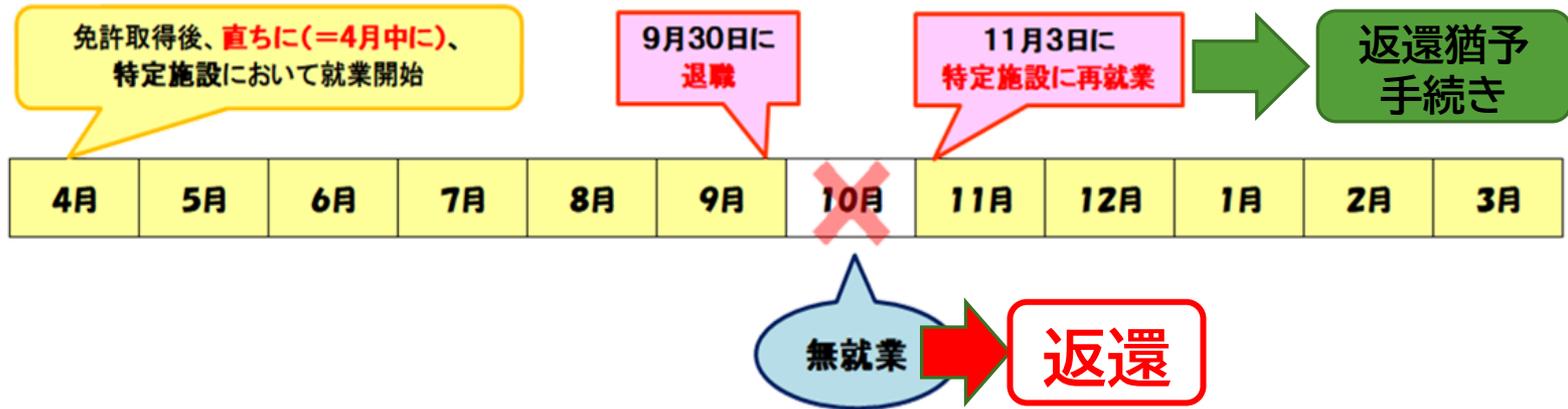
# 「引き続き」業務に従事するとは？



○就業期間は月数単位で確認します。

○看護職員として一日も業務に従事していない月がある場合、「引き続き」とは認められず、返還事由が発生します。

# 「引き続き」業務に従事するとは？



ただし、「特定施設への再就業」は返還猶予事由ですので、再就業時点で請求されるべき金額を除いた金額については返還が猶予され、貸与期間の2.5倍の期間就業すれば、残りの債務が免除されます。  
※貸与期間が2年以下の場合は2年間

# 本日の内容

---

- 修学資金の返還
- 返還の猶予
- 返還の免除
- 養成施設卒業後の手続き

## 養成施設卒業後の手続き

はじめに自分がどれに該当するか確認しましょう。

- ①国家試験に合格し、特定施設に看護職員として就業した場合
- ②他の看護職員を養成する養成施設または大学院のうち看護を専攻とする修士課程または博士課程に進学している場合
- ③返還事由に該当する場合(特定施設に就業しなかったなど)

**先にお渡しした依頼文に従い、  
令和8年5月29日までにオンライン申請！**

# 養成施設卒業後の手続き

---

①国家試験に合格し、特定施設に看護職員として就業した場合

<提出書類>

●就業証明書

●免許証または登録済み証明書の写し

※修学資金の貸与を受けていた課程で取得したもの

# 養成施設卒業後の手続き

---

②他の看護職員を養成する養成施設または大学院のうち看護を専攻とする修士課程または博士課程に進学している場合

<提出書類>

- 返還猶予申請書
- 在学証明書
- 免許証または登録済み証明書の写し

※修学資金の貸与を受けていた課程で取得したもの

# 養成施設卒業後の手続き

---

③返還事由に該当する場合(特定施設に就業しなかったなど)

<提出書類>

●返還計画書

●連帯保証人2名の印鑑登録証明書

# 養成施設卒業後の手続き

---

- ①国家試験に合格し、特定施設に看護職員として就業した場合
- ②他の看護職員を養成する養成施設または大学院のうち看護を専攻とする修士課程または博士課程に進学している場合
- ③返還事由に該当する場合(特定施設に就業しなかったなど)



いずれの場合においても、提出先は

**滋賀県健康医療福祉部医療政策課**です。

※郵送費用など書類提出にかかる負担はすべてご負担いただきます。

# 養成施設卒業後の手続き

## 留意事項

**○国家試験合格後は速やかに免許申請手続きを行ってください。**

免許申請により看護師籍に登録されますが、看護師籍への登録年月が5月以降となると、登録年月より前は「看護師としての就業」とは認められないため、返還事由が生じます。

(免許申請後、手元に免許証が届くまで通常2～3か月程度かかります。)

# 養成施設卒業後の手続き

## 留意事項

○免許申請時に必ず「登録済み証明書ハガキ」の発行手続きを行ってください。

※登録済み証明書ハガキ：看護師等の籍に登録されたことを証明する書類。手続き後約1か月程度で発行されます。

# 養成施設卒業後の手続き

---

以下の事由に該当する場合は、15日以内に届出を行ってください。

- 住所・氏名を変更したとき ➡住所氏名変更届
  
- 就業施設を変更したとき ➡就業証明書（※）  
（※）退職した施設と新しく就業した施設の分が必要となります。
  
- 全額免除を受ける前に他種の看護職員の養成施設に進学したとき  
猶予を受けようとするとき  
➡返還猶予申請書等
  
- 看護職員としての業務に従事しなくなったとき  
返還猶予事由に該当しなくなったとき  
➡返還計画書（様式第7号）  
連帯保証人の印鑑登録証明書

# 養成施設卒業後の手続き

---

返還免除条件を満たすまでに、特定施設に就業している間や返還猶予を受けている間は、定期的に県が確認を行いますので、現況報告をお願いします。

## <報告方法>

しがネット受付サービス(オンライン申請フォーム)で報告していただきます。

※報告時に特定施設が作成された就業証明書の写真を撮影いただき、添付する必要があります。

# 養成施設卒業後の手続き

---

返還免除条件を全て満たした場合は、速やかに  
**返還免除申請手続き**を行ってください。

## <提出書類>

●返還免除申請書

●就業証明書

※免除を受ける時期までに県へ提出した定期報告等で就業を確認できていない期間に相当する証明書の提出が必要。

●免許証の写し

※上記以外にも必要に応じて、追加で書類提出を求める場合がありますので、ご承知おきください。

# 最後に

---

最後までご視聴いただき、ありがとうございました。  
説明会の内容や制度・手続きでご不明な点等がありましたら、  
下記までご連絡ください。

担当課：滋賀県健康医療福祉部医療政策課  
住所：〒520-8577  
滋賀県大津市京町4丁目1番1号  
TEL：077-526-8188（直通）  
Mail：[kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp](mailto:kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp)